

被扶養者資格継続調査へのご協力ありがとうございました

取消要件に該当する場合は速やかに申告してください

被扶養者の資格取消について

今年度実施しました被扶養者資格継続調査につきましては、組合員および被扶養者の皆様にはお忙しい中ご協力いただき、ありがとうございました。

毎年、被扶養者の認定をさかのぼって取り消す事例が多く見受けられますので、次の「**収入基準額**」と「**取消になる要件**」をご確認いただき、日頃から収入状況の把握をしていただきますようお願いします。被扶養者が資格取消の対象となった場合は、速やかに共済事務担当課に申出てください。

※被扶養者の資格取消後に、受診した医療機関から当組合に医療費の請求があった場合は、当組合が負担した医療費等について返還いただくことになります。詳しくは次ページをご覧ください。



● 収入基準額

区 分	年間基準額	月額基準額	日額基準額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満(130万円÷12月)	3,612円未満(108,334円÷30日)
60歳以上 または 障害年金を受給	180万円未満	150,000円未満(180万円÷12月)	5,000円未満(150,000円÷30日)

※令和7年10月1日以降に認定される被扶養者(配偶者を除きます。)で、19歳以上23歳未満の方は年間基準額が150万円になります。詳細は、当組合ホームページをご覧ください。

● 取消になる要件(例)

区 分	要件を欠くに至った日
就職したときまたは健康保険に加入したとき	就職または健康保険に加入した日 見習い、研修期間終了後に健康保険に加入する方(収入が認定基準額未満の方も含む)は就職日から取消になります。
収入月額が3ヵ月連続して収入基準額を超えたとき※	最初に基準額を超えた月の1日
収入月額が3ヵ月平均して収入基準額を超えたとき※	3ヵ月平均の対象となった最後の月の翌月の1日 (全日制の学生である子には適用しません)
年金を受給するときまたは年金額改定により年金額が180万円以上となるとき※	年金裁定通知書または年金額改定通知書を受領した月(通知書に記載の交付月)の翌月の1日
雇用保険の基本手当日額が収入基準額以上となるとき※	受給開始日(「認定(支給)期間」の初日)
確定申告により事業収入等が年間収入基準額以上であることが判明したとき※	確定申告の対象年(収入が生じた年)の1月1日
別居する被扶養者に対する組合員からの仕送りが全くされていなかったとき※	仕送りをしなくなった月の1日
同居が要件である被扶養者が別居したとき	別居した日
組合員が主な生計維持者でなくなったとき	その事由が発生した日
新たに被扶養者を認定したことに伴い、父母が認定要件を満たさなくなったとき	新たに認定した被扶養者の認定日の属する月の翌月1日
離婚したとき	離婚した日の翌日
国外に転出したとき	その事由が発生した日

※収入および仕送りに係る書類(給与明細書・確定申告書の控え・年金証書・年金額改定通知書・送金証明書等)は当組合から依頼があった時にいつでも提出できるよう、大切に保管をお願いします。